

○白石町指定ごみ袋等有料広告掲載取扱要綱

平成 27 年 10 月 9 日

訓令乙第 43 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、白石町廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例（平成 17 年白石町条例第 115 号）の規定により町が指定するごみ袋等及び町が作製するごみポスター（以下「指定ごみ袋等」という。）への広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(掲載できる広告の範囲)

第 2 条 指定ごみ袋等に掲載することのできる広告は、町の中立性、その品位及び信頼性を損なうおそれのないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるもの
- (2) 法令等に違反するおそれがあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (4) 人権侵害となるおそれがあるもの
- (5) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (6) 青少年の健全育成を阻害するおそれがあるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めたもの

(掲載内容)

第 3 条 掲載することができる内容は、次のとおりとする。

- (1) 店舗、企業等の名称、所在地及び業務内容
- (2) 連絡先（電話番号、FAX 番号及びメールアドレス）
- (3) その他町長が認めるもの

(広告の規格及び掲載料)

第 4 条 広告の規格及び掲載料は、別表に定める額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。

2 掲載する広告は単色刷りとし、色は町長が定めるものとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、1会計年度の予算で印刷した指定ごみ袋等の在庫が無くなるまでとする。

(広告掲載の募集)

第6条 広告の募集は、原則として公募の方法により行うものとする。

(広告掲載の手続等)

第7条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、白石町指定ごみ袋等広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に掲載しようとする広告の原稿又は広告の内容が分かるものを添えて、町長に提出するものとする。

2 町長は、申込書を受理したときは、速やかに内容の審査を行い、広告掲載の可否を決定し、その結果を白石町指定ごみ袋等広告掲載決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。ただし、町長は、必要があると認めるときは、申込者に申込書の修正を求めることができる。

3 前項の審査において、広告の募集が適当であると認める申込みが掲載募集枠数を超過するときは、町内申込者（町内で事業を営み、そのための店舗、事務所、営業所その他の事業の拠点を白石町内に有する者をいう。）を優先的に採用するものとし、なお超過するときは、抽選とする。

4 第2項の規定により広告の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、掲載しようとする版下原稿を速やかに町長に提出するものとする。

(広告主の責任)

第8条 広告の内容に関する全ての責任は、広告主が負うものとする。

(権利譲渡の禁止)

第9条 広告主は、決定を受けた広告の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告掲載内容の変更)

第10条 広告主は、掲載の内容を変更しようとするときは、書面により町長に申し出なければならない。ただし、既に印刷に着手（製版が終了している場合も含む。）し、又は印刷が完了している場合の変更は認められない。

2 前項の掲載内容の変更により生じる経費については、広告主の負担とする。

(広告の掲載の取消し)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第2項による広告掲載の決定を、取り消すことができる。

- (1) 町長が指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。
- (2) 町長が指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱で規定する内容に違反したとき。
- (4) その他町長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

2 町長は、前項の規定による取消しを行う場合は、白石町指定ごみ袋等広告掲載取消通知書(様式第3号)により広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の返還)

第12条 町長は、広告主が広告掲載料を納入した後、広告主の責に帰することができない理由により広告が掲載できなかったときは、速やかに広告掲載料を返還するものとする。

(掲載取下げの届出)

第13条 広告主の都合により広告掲載の申込みを取り下げる場合は、広告主は速やかに白石町指定ごみ袋等広告掲載取下げ届出書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月9日から施行する。

附 則(令和3年12月1日訓令乙第62号)

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則(令和5年7月18日訓令乙第24号)

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

別表(第4条関係)

広告掲載物	1 枠当たりの規格	掲載料
-------	-----------	-----

	(縦×横)	(1 枠当たり)
もえるごみ袋 (特大)	6 . 0 cm × 3 6 . 0 cm	4 6 , 0 0 0 円
ごみポスター	6 . 0 cm × 1 0 . 0 cm	